

○総務省告示第百十二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十三号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の印鑑登録システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体を次のように定め、告示する。

令和八年三月二十七日

総務大臣 林 芳正

一 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の印鑑登録システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体

機能要件の標準

<p>東京都国立市、東京都大島町、長野県上田市、大阪府枚方市</p>	<p>令和八年総務省告示第百一号（以下「告示」という。）別表第一の 0020077 の項、 0020078 の項、 0020079 の項、 0020080 の項、 0020081 の項、 0020137 の項、 0020142 の項、 0020153 の項、 0020182 の項、 0020183 の項、 0020186 の項、 0020225 の項、 0020264 の項及び 0020265 の項に規 定する機能要件の標準</p>
<p>大阪府大阪市</p>	<p>告示別表第一の 0020222 の項、 0020223 の項及び 0020273 の項に規 定する機能要件の標準</p>

青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ

崎市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県さいたま市、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県千葉市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉市原市、千葉県君津市、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都町田市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、長野県松本市、

愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県東海市、愛知県知多市、
愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県大津市、滋賀県甲良
町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府八尾市、大阪府寝屋
川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県相
生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県
黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡
山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、
岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、
岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県呉市、広島県神石
高原町、山口県下関市、山口県上関町、徳島県徳島市、香川県
高松市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川
県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高
知県高知市、熊本県熊本市、宮崎県宮崎市

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那	告示別表第一の 0020007 の項、 0020008 の項、 0020019 の項、 0020032 の項、 0020061 の項、 0020063 の項、 0020064 の項、 0020065 の項、 0020067 の項、 0020073 の項、 0020074 の項、 0020077 の項、 0020078 の項、 0020079 の項、 0020080 の項、 0020081 の項、 0020086 の項、 0020103 の項、 0020107 の項、 0020109 の項、 0020130 の項、 0020131 の項、 0020133 の項、 0020134 の項、 0020137 の項、
--	---

須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃	0020139	の項、	0020140	の項、
木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃	0020142	の項、	0020147	の項、
木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、	0020150	の項、	0020188	の項、
栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長	0020189	の項、	0020233	の項、
野原町、群馬県嬭恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県	0020234	の項、	0020235	の項、
東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼	0020236	の項、	0020238	の項、
玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生	0020240	の項、	0020242	の項、
町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島	0020260	の項、	0020262	の項、
町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県	0020267	の項及び	0020272	の項に規
横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀨町、埼玉県小鹿野町、埼玉	定する機能要件の標準			
県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉				
県袖ヶ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、				
東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川				

県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川口市、東京都文京区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、京都府京都市、兵庫県神戸市、兵庫県宝塚市、岡山県岡山市、広島県広島市、広島県福山市、広島県東広島市、福岡県福岡市	告示別表第一の 0020118 の項、0020127 の項、0020226 の項、0020233 の項、0020234 の項、0020235 の項、0020237 の項、0020238 の項及び 0020257 の項に規定する機能要件の標準
---	--

二 省令附則第二条第一項の規定により、前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる機能要件の標準については、告示別表第一の適合基準日が「令和八年四月一日」とあるのは「令和十一年四月一日」と読み替えるものとする。

三 省令附則第二条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体は、次の市区町村のとおりとする。

都道府県名 市区町村名

北海道 留寿都村、喜茂別町、京極町、古平町、浦幌町

青森県 新郷村

岩手県 大槌町、普代村、野田村

宮城県 登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大衡村、色麻町

山形県 天童市、中山町、西川町、真室川町

福島県 大玉村、下郷町、南会津町、三島町、鮫川村、三春町

茨城県 下妻市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、大洗町、大子町、八千代町、五霞町

栃木県 足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

群馬県 下仁田町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町

埼玉県 三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野

町、神川町、上里町、寄居町、杉戸町

千葉県
袖ヶ浦市、匝瑳市、横芝光町

東京都
青梅市、清瀬市、武蔵村山市

神奈川県
南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成

町、箱根町、真鶴町、愛川町、清川村

新潟県
加茂市

山梨県
道志村、小菅村、丹波山村

長野県
飯田市

静岡県
裾野市、牧之原市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町

大阪府
泉南市、四條畷市

奈良県
三宅町

和歌山県
海南市、新宮市、紀美野町、古座川町

鳥取県
岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町

佐賀県

有田町

長崎県

諫早市、平戸市、松浦市

熊本県

玉東町

附 則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。